

第12回 送配電網の維持・運用費用の 負担の在り方検討WG 事務局提出資料

平成30年4月16日（月）



系統設備関連費用の負担の在り方について（小規模逆潮流の取扱い）

- 前回WGでは、「例えば需要と同一地点における系統側への逆潮が10kW未満と小規模な自家発である場合は、当分の間、発電側基本料金を求めないこととしてはどうか」と提示したところ。
- 具体的には、設備容量の合計が10kW未満であるなど、系統側への逆潮流が10kWを超えないことが認められるものを対象外とすることを基本とし、詳細については、実務面の課題や実態を踏まえつつ、今後検討していくということでしょうか。

逆潮が10kW未満であることの要件（例）

- ① 一需要場所に設置される電源等の設備容量の合計が10kW未満であること
- ② 一需要場所に設置される電源等の設備容量の合計が10kW以上の場合、逆潮流(逆潮kW)が10kW未満となることが何らかの方法で認められること

【参考】第11回WGにおける提示内容

- なお、案1を採用する場合、需要側と発電側の契約データの紐づけ作業が必要となるなど、契約管理コストやシステム改修等の負担が生じ、かつ、対応に相当な期間を要するとの指摘がある。契約データの紐づけ作業等の多くは、低圧部門において発生することが想定されること、今後、分散型電源が増えていく中では、需要側と発電側の契約情報も紐づけ管理していくことが有益との指摘もあるが、一方で、一般送配電事業者に対する負担や費用対効果にも配慮する必要があると考えられる
- また、足下の状況を踏まえると、小規模電源(例：住宅用太陽光)に関しては、他の電源に比べ、上位系統の送配電設備の維持・運用にかかる追加費用を大きく増やすとは一般的に考えられない。このため、例えば需要と同一地点における系統側への逆潮が10kW未満と小規模な自家発である場合は、発電側基本料金を求めないこととしてはどうか

(注1) 先日開催された資源エネルギー庁の審議会においても議論が行われ、「住宅用太陽光発電設備(10kW未満)については、事業者ではなく一般家庭が設置するものであることにも配慮し、発電側基本料金の対象外とする」方向で意見がとりまとめられた

(注2) また、前頁で述べたとおり、今後、状況変化が生じた場合においては、改めて制度の在り方を見直すことが考えられるのではないかと